

付 議 第 2 号

高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する
条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 25 年 12 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5)教育予算その他議会の議決を経るべき事件の事案について意見を述べること

第 号

高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例

高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例（昭和25年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県社会教育委員条例

第1条に見出しとして「（設置等）」を付し、同条中「社会教育法」を「この条例は、社会教育法」に、「第15条の規定により、」を「第15条第1項の規定に基づき」に、「以下社会教育委員」を「以下「委員」」に、「置く」を「置くとともに、同法第18条の規定により委員の委嘱の基準、定数及び任期その他委員に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

（委嘱の基準）

第2条 委員の委嘱の基準は、次に掲げる者のうちから委嘱することとする。

- （1） 学校教育又は社会教育の関係者
- （2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3） 学識経験を有する者

（定数等）

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、5人以内の臨時の委員を置くことができる。

（任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 高知県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例議
案説明

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による社会教育法（昭和24年法律第207号）の一部改正等に伴い、高知県社会教育委員の委嘱の基準に関する規定の追加等を行うものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県社会教育委員条例（抜粋）

高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例（抜粋）

（設置等）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき高知県教育委員会に高知県社会教育委員（以下「委員」という。）を置くとともに、同法第18条の規定により委員の委嘱の基準、定数及び任期その他委員に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により、高知県教育委員会に高知県社会教育委員（以下社会教育委員という。）を置く。

（委嘱の基準）

第2条 委員の委嘱の基準は、次に掲げる者のうちから委嘱することとする。

第2条 社会教育委員の数は20人以内とする。但し、特別の事項について必要のあるときは、5人以内の臨時委員を定数外に置くことができる。

- （1） 学校教育又は社会教育の関係者
- （2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3） 学識経験を有する者

（定数等）

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

第3条 社会教育委員の任期は2年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、5人以内の臨時の委員を置くことができる。

（任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合に

第4条 社会教育委員は、任期中といえども解職することができ

おける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 高知県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員を解嘱することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

る。

高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部改正

地方分権一括法(義務付け・枠付けの見直し)

- 第1次見直し ……→ 第1次一括法(平成23年5月2日公布)
- 第2次見直し ……→ 第2次一括法(平成23年8月30日公布)
- 第3次見直し→旧第3次一括法案(衆議院解散に伴い廃案)
- 第4次見直し→「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)

第3次一括法(平成25年6月14日公布)
【施行期日】
 地方自治体の条例や体制整備が必要なもの⇒平成26年4月1日等

見直しの抜粋

社会教育法の改正

○社会教育委員の委嘱の基準 **法規定 ⇒ 条例規定に見直し**
 ※ 条例は、文部科学省令で定める基準を参酌して規定(「**参酌すべき基準**」)

改正前

(社会教育委員の構成)
第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の定数等)
第18条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

改正後

(社会教育委員の設置)
第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。
2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の委嘱の基準)
第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体が条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令(H25.9.10制定)

学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

参酌基準

条例の考え方

社会教育委員の役割(§17)

- 社会教育に関する諸計画を立案すること
- 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べること
- 上記の職務を行うために必要な研究調査を行うこと
- 教育委員会の会議に出席して社会教育に対し、意見を述べること

社会教育とは(§2)

学校教育の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)

条例で定める基準は参酌基準と同じ基準とする

- ① **社会教育の推進に必要であると考えられる関係者(下表の左側)は、参酌基準(下表の右側)に全て当てはまること**
- ② **社会教育・家庭教育関係者であることの解釈は幅広く、様々な分野から委員の選定が可能のため、県独自の上乗せ基準を設ける必要がないこと**

社会教育の推進に必要な関係者	参酌基準
教員、教員OB	学校教育
社会教育関係団体(婦人会、青年団、PTA、子ども会) 公民館・図書館・博物館・青年の家など社会教育施設関係者 人権教育・視聴覚教育関係者 ボランティア団体 NPO団体 教育活動支援者 など	社会教育
地域育てサポーター 保育士 民生委員・児童委員 臨床心理士 スクールカウンセラー など	家庭教育
大学教授 行政関係者 弁護士 民間営利企業関係者 など	学識経験者